

上寺浄水場再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第１ 総則

１ 趣旨

本実施要領は、上寺浄水場再構築業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

２ 用語の定義

用語の定義については、法令上の用語である場合は当該用語の定義に従う。本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については以下を参照すること。

用語	定義
応募者	本プロポーザルに応募する単一の法人又は複数の法人で構成されるグループをいう。
代表企業	応募者を代表し、応募手続を行う者をいう。
構成員	応募者を構成する法人のうち代表企業以外の者をいう。
優先交渉権者	市との基本協定の締結に当たり、優先的に交渉を行うことのできる応募者として本市が決定した者をいう。
選定委員会	本プロポーザルにおいて、優先交渉権者の選定を、公平かつ公正に進めるために設置する宍粟市上寺浄水場再構築業務に係る宍粟市プロポーザル選定委員会をいう。
基本協定	市と優先交渉権者の間で取り交わす、事業契約締結に向けた準備行為等基本的な事項を定める協定をいう。
事業契約	基本協定に基づいて双方が合意した事業協働内容実施のため締結する契約をいう。
協働事業者	市と基本協定を締結した者をいう。

第２ 業務の概要

１ 本業務の内容

（１）業務名称

上寺浄水場再構築業務

（２）業務目的と背景

近年の水道行政をとりまく環境は大きく変化し、人口減少に伴う水需要の減少や、度重なる地震や台風、局地的な豪雨等の自然災害に対する防災や危機管理対策、施設の老朽化対策など、状況は厳しさを増している。このような経営環境の変化を踏まえ、厚生労働省は平成25年3月「安全・強靱・持続」を政策課題とし、50年後、100年後を見据えた「新水道ビジョン」を策定し、新たに水道事業者が目指すべき方針を示している。これを受けて本市では、令和4年3月、宍粟市水道事業の運営に関する方向性と施策推進の基本的な考え方を示した「宍粟市水道ビジョン」を策定した。

基幹浄水場の一つである上寺浄水場は、浄水施設の耐震化は現在未実施となっている一方で、老朽化も進んでおり、給水人口の減少を見据えた施設の再構築が急務となっている。また、大きく水質の異なる２系統の水源（河川系と井戸系）からの取水が前提となっており、平時より慎重な運転管理を要する中、再構築業務については、給水活動を継続（施設設稼働）

しながらの実施を要するため、最も安全且つ効率的な事業方法の検討が必要である。

また、条件不利地域を多く抱える市水道事業の財政状況は悪化の一途を辿っており、今後想定される更新需要増に対し、人口減に応じて収益は減少していく見込みである。「宍粟市水道ビジョン」に示す経営目標の達成のため、収支バランス改善の取り組みが急務であり、次世代まで水道事業を引き継いでいくための抜本策を講じる必要がある。

このような状況の中、市では令和4年度より上寺浄水場の将来構想について検討を重ねてきた。従来想定していた公設公営による長寿命化案や、官民連携手法を用いる案など、様々なパターンを検証した結果、基盤強化の実現に最も効果的な手法として、事業対象地の利活用に関する基本方針となる、上寺浄水場再構築業務基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定から、事業対象地における浄水場施設（以下「本施設」という。）の再構築・運転を市との協働により一体的に民間事業者が担うという「事業協働方式」により本業務を推進する。

本業務は、市民生活への影響が大きい事業であるため、単なる施設整備に終始せず、本業務の計画段階から市と民間事業者が連携し、施設整備後の水道事業経営に対する付加価値を創出するという目的にも力点を置いた事業を重視する、官民連携による事業デザインの構築が求められる。

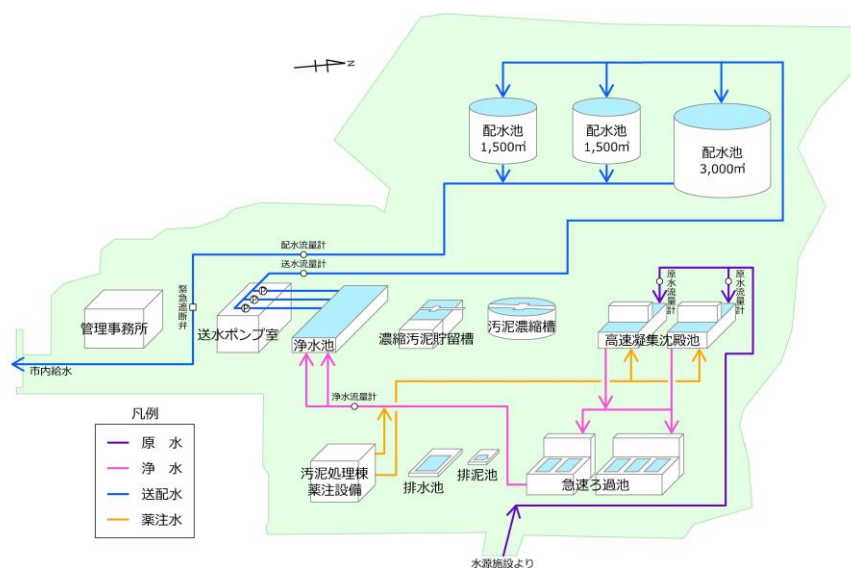
本業務を実現するためには、「企画力・運営力」の優れた民間事業者が、市とともに本業務を推進していくパートナーとなることで、民間事業者の意向を踏まえた事業条件・事業スキームを構築する必要があると考えている。

（３）事業対象地（上寺浄水場）の概要

本業務の対象地の概要を以下に示す。

所在地	兵庫県宍粟市山崎町上寺 343 番地 3 他 34 筆
敷地面積	8,182 m ²
財産区分	行政財産
都市計画区域	都市計画区域内
市街化調整区域	線引きなし
用途地域	2 種低層
防火地域	法 22 条区域
その他指定区域	なし
建ぺい率	60%
容積率	150%
騒音	2 種
振動	1 種
悪臭	一般
水質汚濁防止法	法に準ずる
排水	法及び県条例に準ずる
現況計画浄水量	12,000m ³ /日（認可値）
現況処理方式	高速凝集沈殿＋急速ろ過

上寺浄水場内の施設配置



他、浄水場内の主要設備、機器等の内容については別途参考資料に示す通り。

(4) 関連水源施設の概要

上寺浄水場に関連する水源施設の概要を以下に示す。

施設名称	種別	概要	備考
今宿水源	取水口	1,814 m³/日 (認可値)	河川水利権あり
第2水源 (今宿)	浅井戸	3,500 m³/日 (認可値)	
第3水源 (段)	浅井戸	3,850 m³/日 (認可値)	5,600 m³/日 揚水可能値*
第4水源 (中井)	浅井戸	1,750 m³/日 (認可値)	2,500 m³/日 揚水可能値*
接合井・ポンプ室		第3、4水源の接合井	

関連水源施設の位置



※揚水可能値は開発時の試験結果であり、現時点の水量を保証できないため、認可値内で

の運用が基本となる。

(5) 業務方式

本業務では、民間事業者と市との協働により基本計画を策定するとともに、基本計画に基づき、民間事業者が本施設の再構築と長期の運転を実施する「業務協働方式」により業務を執行する。

(6) 事業期間

本業務の契約期間は最大で 20 年程度とするが、提案によるものとし、協働事業者と協議の上決定していくものとする。

(7) 想定する事業スケジュール

本業務の事業スケジュールは以下のとおり想定するが、事業契約後のスケジュールに関しては提案によるものとし、協働事業者と協議の上決定していくものとする。

内容	日程
基本協定の締結	令和 7 年 7 月頃を予定
基本計画の策定	令和 7 年 7 月頃着手
事業契約の締結	令和 7 年 12 月頃を予定（基本計画の承認後）
設計及び建設	令和 7 年度～令和 9 年度
維持管理及び運転期間（供用開始）	令和 10 年度～

(8) 業務内容

本業務は、具体的内容や対象となる範囲について、基本計画の策定から施設の整備、その後の管理運営までを含めた一体的な提案を求めるものである。一般的な業務内容としては下表の業務が想定されるが、本実施要領や参考資料、「宍粟市水道ビジョン」等の関連計画や市水道事業の財務状況を把握したうえで、効果的な事業コンセプトを提案されたい。最終的な事業内容及び業務範囲は、基本協定に基づく市と協働事業者の合議により確定する。

対象業務		概要
基本計画策定業務		・前提条件の調査 ・事業スキームの設定 ・施設の必要機能及び施設規模等の検討 ・概算事業費の算定 ・基本計画の作成
本施設整備 ・運転業務	設計	・調査業務 ・設計業務 ・その他提案内容に応じて必要な業務（例：変更認可申請支援）
	建設	・建設、設備設置業務 ・試運転業務 ・その他提案内容に応じて必要な業務
	維持管理	・施設運転管理業務 ・24 時間監視業務 ・修繕・更新業務 ・保守・維持管理業務 ・その他提案内容に応じて必要な業務

(9) 必須の提案事項

提案内容の作成にあたり、以下の内容は必ず考慮すること。

内容	日程
事業コンセプトに関する こと	市水道事業の特徴を捉えたうえで、効果的な事業スキーム、契約スキーム、財政スキーム等を提案すること。特に提案内容の実施により得られる財政的な効果を示されたい。(定量評価であればより望ましい)
浄水能力に関すること	異なる4つの水源活用を前提とし、参考資料「上寺配水池配水量データ」「上寺浄水場系統 将来水需要予測」を踏まえ、上寺浄水場において供給すべき浄水量を満たすこと。
浄水水質に関すること	「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準項目(51項目)及び水質管理目標設定項目(27項目)の目標値を達成できる内容とすること。
再構築に関すること	既存施設、設備、機器の状況を加味し、業務内容やその対象範囲、時期など総合的に提案すること。
事業費用に関すること	提案内容に即した想定事業費用を提示すること。

(10) 関連法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。適用法令及び適用基準は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

第3 提案の募集及び選定に関する事項

1 応募者及び協働事業者の備えるべき資格要件

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、単一企業又は複数企業のグループで構成されるものとする。
- イ グループは、構成企業の中から代表企業1社を定め、当該代表企業が参加の申請及び手続を行うこと。
- ウ 参加申込書を提出したグループの代表企業の変更は認めない。
- エ 参加申込書を提出したグループの構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに市が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更及び追加を行うことができるものとする。
- オ 構成企業は、他のグループの構成企業として重複参加は認めない。

(2) 参加資格要件

応募者は次に掲げる要件をすべて満たすこととし、基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日を指定した場合は、それによるものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 宍粟市指名停止基準(平成17年4月1日基準)に基づく停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始申立、の申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。(更正(再生)手続開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。)
- エ 宍粟市入札参加資格者名簿に登録されている者で、役務「その他」に登録している者。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。
- オ 選定委員会に属する企業等若しくはその企業等と資本面・人事面で関連のある者でないこと。

(3) 事業実施段階において協働事業者を求める資格要件

本業務の業務内容や範囲は、本プロポーザルにおける提案内容を基本コンセプトとし、基本協定に基づく市と協働事業者の合議により確定する。協働事業者（代表企業又は構成企業）は事業契約段階において、市と下記に示す各契約を締結しようとする場合、それぞれ以下の資格要件を満たさなければならない。

ア 業務委託契約（計画及び設計業務）

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- ②建設コンサルタント登録規定（昭和 39 年建設省告示第 1131 号）に基づく上水道及び工業用水道部門の建設コンサルタント登録を受けた者であること。
- ③提案内容に即した受託実績があること。

イ 工事請負契約

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく工事業について、該当工種における特定建設業の許可を受けていること。
- ②建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ③提案内容に即した施工実績があること。

ウ 業務委託契約（維持管理業務及び運転業務）

- ①維持管理業務、運転業務を行うにあたって必要な資格・専門性を有すること。
- ②提案内容に即した受託実績があること。

エ その他の事業契約

ア～ウに当てはまらない契約が想定される場合は、提案内容に即した受託実績を求めるほか、提案内容に応じて市が指定する関連資格を求める場合がある。

2 失格要件

応募者が以下の要件のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限のある書類等が当該期限までに提出されなかった場合
- イ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合
- ウ 参加資格に反することが認められた場合
- エ 応募者によるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- オ 選定の公平性を害する行為があった場合（選定委員会の委員等への不当接触又は接触しようとする行為を含む。）
- カ その他、著しく信義に反する行為等があったと認められた場合

3 応募に係る留意事項

（１）応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

（２）使用言語、単位

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円とする。

（３）応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

ウ 使用範囲

提案書に記載された情報は、審査その他の事務手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはない。また、選定手続の経過及び選定結果の公表、開示等の求めに応じ必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとするほか、別途公表用の「提案概要書」の作成を求める場合がある。

(5) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 参加者数

参加者が1者の場合であっても本プロポーザルは実施するものとし、この実施要領に定める手続きにより「優先交渉権者」を選定できるものとする。

4 募集手続等

(1) 募集及び選定のスケジュール

優先交渉権者の募集及び選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行う。

表 3-1 募集及び選定スケジュール

実施要領等の公表	令和7年2月28日(金)
現地説明会の参加申込期限	令和7年3月28日(金)
現地説明会	令和7年3月3日(月) ～ 4月11日(金)
資料閲覧申込書の提出期限	令和7年3月28日(金)
実施要領等に関する質問書の受付期限（参加資格関係）	令和7年3月28日(金)
実施要領等に関する質問の回答・公表（参加資格関係）	令和7年4月7日(月)以降
参加申込書等の提出期限	令和7年4月25日(金)
実施要領等に関する質問書の受付期限（参加資格関係以外）	令和7年4月25日(金)
実施要領等に関する質問の回答・公表（参加資格関係以外）	令和7年5月12日(月)以降
参加資格確認結果の通知	令和7年5月12日(月)まで
提案書類の提出期限	令和7年5月30日(金)
プレゼンテーションの実施、優先交渉権者の決定及び公表	令和7年6月中を予定
基本協定の締結	令和7年7月中を予定

(2) プロポーザル参加手続き

ア 実施要領等の公表

本実施要領並びに関係資料を市のホームページへの掲載により公表する。

イ 現地説明会の開催

事業対象となる上寺浄水場現地説明会への参加を希望する者は、別紙「現地説明会参加申込書（様式5）」に所定の事項を記入し、下記の受付期限内に電子メールにて提出すること。

なお、現地説明会への参加について、民間企業グループで応募を予定している場合は、代表企業が提出すること。

①受付期限 令和7年3月28日(金) 午後5時まで

②提出方法 電子メールにて提出すること。なお、到着確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。電子メールを送信する際の件名は「【上寺浄水場再構築業務 現地説明会 参加申込】(参加者名)」とすること。なお、希望時間については、各日程の枠で第1から第3希望まで受付を行う。

③提出先 s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp

④開催日 令和7年3月3日(月)～4月11日(金)までの平日

ウ 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する単一企業は、別紙「参加申込書(様式1)」、複数企業のグループは「参加申込書(様式2)」に所定の事項を記入し、下記の受付期限内に同様式に定める提出書類を添えて提出すること。

①受付期限 令和7年4月25日(金)午後5時まで

②提出方法 郵送(簡易書留に限る)又は持参による。

③提出先 〒671-2574 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133-6
宍粟市建設部水道管理課

エ 参考資料の閲覧

本事業に関する参考資料の閲覧を希望する者は、別紙「資料閲覧申込書(様式4)」に所定の事項を記入し、下記の受付期限内に電子メールにて提出すること。

①受付期限 令和7年3月28日(金)午後5時まで

②提出方法 電子メールにて提出すること。なお、到着確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。電子メールを送信する際の件名は「【上寺浄水場再構築業務 資料閲覧申込】(参加者名)」とすること。

③提出先 s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp

(3) 質疑事項の受付

実施要領等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

①受付期限 参加資格に関すること：令和7年3月28日(金)午後5時まで

参加資格以外に関すること：令和7年4月25日(金)午後5時まで

②提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、別紙「質疑書(様式6)」に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。なお、質疑書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。提出後に追加質問がある場合は受付期限内であれば再受付を行う。

③提出先 s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp

④回答日 提出された質問への回答は、ホームページへの掲載により公表する。
参加資格に関すること：令和7年4月7日(月)以降に公表
参加資格以外に関すること：令和7年5月12日(月)以降に公表

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格審査の結果については、令和7年5月12日(月)までに応募者の代表企業に対し、電子メールにて通知する。

(5) プロポーザル参加の辞退

応募者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書類提出期限までに別紙「参加辞退届(様式7)」を電子メールにて提出すること。

①受付期限 令和7年5月30日(金)午後5時まで

②提出方法 電子メールにて提出すること。なお、到着確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。電子メールを送信する際の件名は「【上寺浄水場再構築業務 辞退届】(参加者名)」とすること。

③提出先 s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp

(6) 提案書類の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、提案書(A4用紙・様式及び枚数は任意)を作成し、市へ提出すること。提案書作成については、本実施要領及び関係資料、宍粟市水道事業の特性を捉えたうえで、事業コンセプトとアピールポイントをまとめること。また、提案書にあわせて別紙「業務実績に関する調書(様式8)」、提案内容に係る想定事業費用の見積内訳書(A4

用紙・様式及び枚数は任意）を提出すること。

- ①受付期限 令和7年5月30日(金) 午後5時まで
- ②提出方法 郵送（簡易書留に限る）又は持参による。
- ③提出先 〒671-2574 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6
宍粟市建設部水道管理課
- ④必要部数 10部（適宜ファイリングなどを施すこと）

（7）プレゼンテーションの実施

優先交渉権者の選定に関し、提案書を提出した応募者は、提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。実施の詳細については提案書の受付終了後に市から内容を連絡する。

- ①プレゼンテーション実施予定時期
令和7年6月中を予定している。応募状況により日時が決定次第通知を行う。
- ②プレゼンテーションの方法
1 応募者につき最大1時間程度（提案説明及び質疑応答）
- ③参加者数の制限
応募者グループから5名以内とする。

第4 優先交渉権者の審査及び選定に関する事項

1 選定委員会の設置

市は、応募者からの提案書を受け、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。選定にあたっては、選定委員会を設置し、評価を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは応募者の知的財産保護の観点から「非公開」とし、選定委員会の審査は、会議の公平性の確保及び円滑な運営のために「非公開」とする。

選定委員会の委員は、優先交渉権者の選定後に公表する。

2 審査の手順及び方法

（1）資格審査

参加表明時に提出する参加申込書等について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認通知後から最終審査結果通知までの間にいずれかの条件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

（2）1次審査（書類選考）

参加資格を満たすことを確認できた者から提出された提案書に基づき、2次審査に参加できる者の選定を目的として1次審査を実施する。なお、参加資格を満たすことを確認できた者が5者以下の場合は、1次審査を行わない。

（3）2次審査

応募者による提案書の説明30分以内（プレゼンテーション）と選定委員会による30分程度のヒアリングを行う。

選定委員会は、「別紙2 優先交渉権者決定基準」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査・評価する。

（4）審査結果の公表

市は、選定委員会での評価結果を参考に、優先交渉権者を決定し、これを全ての応募者に通知するとともに、市のホームページに公表する。

第5 事業の契約及び実施に関する事項

1 契約の締結等

（1）基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、「別紙3 基本協定書（案）」に基づき、基本協定を市と締結する。

（２）契約内容についての協議

協働事業者は、基本協定締結後、市と提案内容に基づく協議を行う。

（３）本施設の再構築業務に関する契約等

協働事業者は、本施設の協働事業について、事業契約を市と締結する。

（４）契約等締結に伴う費用負担

上記にかかる契約等の締結にかかる費用は、市に生ずる費用を除き、全て優先交渉権者の負担とする。

２ 協働事業者の責任の明確化に関する事項

（１）リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と協働事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業内容に起因する責任は、原則として協働事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

（２）予想されるリスク分担

予想されるリスク及び市と協働事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

３ 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

（１）基本計画策定段階において本事業の実施が困難となった場合の措置

本業務は、基本計画の策定から市との協働により一体的に協働事業者が担う、「事業協働方式」により実施することを前提としているため、互いの信義に従って誠実な協議を行うものであることから、基本計画策定段階での辞退は原則として想定しない。

事業契約の締結に至らなかった場合または事業契約が解除された場合には、原則として市及び事業予定者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（２）協働事業者が実施するセルフモニタリング

協働事業者は、提案内容に基づく業務の水準及び品質の確保のため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施し、市に報告すること。

（３）市が実施するモニタリング

市は、本業務の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、協働事業者が定められた業務を確実に実施されているか否かを確認するものとする。

モニタリングに要する費用のうち、協働事業者が行う作業等に必要な費用は協働事業者の負担とする。なお、実施要領等、提案書類に基づいて事業契約書に定められた性能基準等が満たされていないことが判明した場合、報酬の減額等を行うことがある。

（４）事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合の措置については基本協定及び事業契約書に定める。

４ 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

（１）係争事由に係る基本的な考え方

基本協定の解釈について疑義が生じた場合、市と協働事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本協定に規定する具体的措置に従う。

（２）管轄裁判所の指定

契約等に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の裁判所とする。

5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の支援措置

協働事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する措置

協働事業者が本事業を実施するに当たり、財政上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を協働事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

市は協働事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第6 その他事業の実施に関する事項

1 実施要領等に関する問合せ先

担当部署：宍粟市建設部水道管理課経営企画係

住 所：〒671-2574 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

電 話：0790-63-3129

E-Mail：s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp